

戸籍住民課窓口業務委託プロポーザル募集要領

1 案件名称

戸籍住民課窓口業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的及び概要

この業務委託は、戸籍住民課窓口における届出及び申請の受付並びに証明書の作成等業務の運営を、専門的知識、技術及び経験を有する民間事業者に委託することで、近年増加している相談を要する業務や専門的な対応を必要とする業務に正規職員を配置し、市民サービスを向上させることを目的とする。

(2) 業務内容

住民票異動業務、戸籍異動受付業務、証明発行業務、交付・会計業務、フロア業務、郵送業務、個人番号カード業務等

(3) 事業規模（見積上限額）

金 391,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

ア 契約期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

イ 準備期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

※ 準備期間は、受託者が人材確保、教育訓練等の準備をするためのものであり、役務の提供は必要ない。また、委託者は、準備期間に生じた経費の支払は行わない。

ウ 履行期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(5) 履行場所

春日井市役所戸籍住民課

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

市側から提供する資料、貸与品は、業務の目的以外では使用してはならない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

春日井市契約規則の規定に基づき、戸籍住民課窓口業務委託契約を締結する。契約内容は、本市とプロポーザルで決定された優先交渉権者が、仕様書及び企画提案書に基づいて協議の上、決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、指名停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、損害賠償を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

月払いであり、翌月以降受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

契約保証金 春日井市契約規則第 34 条の規定に該当しない場合は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証を必要とする。

(5) 再委託について

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務全体の遂行に支障のない範囲で、事前に委託者の承諾を得た業務については除く。

4 参加資格、必要な資格・許認可等次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること

(2) 令和 6・7 年度本市入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、契約は令和 8 年 4 月 30 日（令和 8 年度）を予定しているので、令和 8・9 年度についても本市入札参加資格者名簿に登載されるよう事務を進めること。

(3) 企画提案時において、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと

- (4) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく入札等除外措置の対象となっていないこと
- (5) 令和3年度から令和7年度の5年間に、令和2年国勢調査での人口が20万人以上の規模の市又は東京都特別区の住民基本台帳事務又は戸籍事務の窓口業務の受託実績があること（受注形態は委託に限る。また、出張所又は公民館等一部施設の窓口を受託している場合は市又は特別区単位、政令市の一部の区の窓口を受託している場合は市単位で考えるものとする。）

5 スケジュール

ア 公募開始	令和8年2月18日
イ 参加申請関係書類の受付開始	令和8年3月2日 午前9時から
ウ 参加申請関係書類の受付終了	令和8年3月5日 午後5時まで
エ 質疑受付締切	令和8年3月5日 午後5時まで
オ 参加資格審査結果通知	令和8年3月11日
カ 質疑に対する回答	令和8年3月11日まで
キ 企画提案書の受付開始	令和8年3月12日 午前9時から
ク 企画提案書の受付終了	令和8年3月19日 午後5時まで
ケ プレゼンテーション開催日	令和8年3月27日
コ 審査結果通知	令和8年3月30日
サ 契約締結	令和8年4月30日まで
シ 準備期間	令和8年5月1日～令和8年9月30日
ス 履行期間	令和8年10月1日～令和11年9月30日

6 参加申請手続等に関する事項

(1) 参加申請手続及び参加資格審査結果通知

ア 受付期間 令和8年3月2日午前9時から令和8年3月5日午後5時まで

イ 提出書類

(ア) プロポーザル参加申請書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2。特に指示のない限り令和7年4月1日時点の

状況を記載すること。なお、複数枚にわたることも可とする。）

(ウ) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書（直近1年分のもの。任意の様式による。）

(エ) 令和3年度から令和7年度の5年間に、令和2年国勢調査での人口が20万人以上の規模の市又は東京都特別区の住民基本台帳事務又は戸籍事務の窓口業務の受託実績を示す書類（様式3）

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 春日井市市民生活部戸籍住民課

オ 参加資格審査結果通知 令和8年3月11日までに電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和8年3月2日午前9時から令和8年3月5日午後5時まで

イ 提出方法 別紙「質問票」（様式4）に記載し、市民生活部戸籍住民課まで電子メール等により提出すること。なお、電子メールの送信後、必ず電話にて当該電子メールの着信を確認すること。

春日井市市民生活部戸籍住民課

E-mail : koseki@city.kasugai.lg.jp

電話 : 0568-85-6139（直通）

ウ 回 答 参加者全者に対して、令和8年3月11日までに電子メールにより回答するとともに、春日井市ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4判長辺左綴じ横書き（A3折込不可）とし、通し番号を付すこと。

イ 企画提案書は、任意の様式により、別表の5から17の各項目についての評価内容（企画提案書に記載する内容）をその記載の順で記述することにより作成すること。

ウ 仕様書に含まれていない提案で、市による費用負担が伴う場合は、その

旨を明記すること。

エ 受付期間 令和8年3月12日午前9時から令和8年3月19日午後5時まで

オ 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

※ 副本については、作成者が特定できる社名等を記載しないこと。

カ 提出場所 春日井市市民生活部戸籍住民課

キ 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便に限る。また、受付期間内に到着している必要がある。）

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 本企画提案の審査について戸籍住民課窓口業務委託プロポーザル審査会が行う。

イ 審査委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和8年3月27日

(イ) 場所 春日井市役所

(ウ) 内容・方法 対面でのプレゼンテーション

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査員採点の得点が高い方に決定するものとし、審査員採点に差がない場合は、見積金額の低い事業者に決定する。なお、見積金額も同額の場合は、くじにより決定する。

オ 事業者の得点が60点以上の場合に限り、優先交渉権者とする。

カ 実施者数（提案事業者数）が1者の場合であっても、プロポーザルを実施するものとする。

(2) 審査基準・配点

審査は、別表に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者審査終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 審査結果の通知及び公表

評価結果及び審査結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「春日井市情報公開条例（平成 12 年 9 月 29 日条例第 40 号）」に基づき、同条例に規定する不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、当該案件の審査の用以外に応募者に無断で使用しない（春日井市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく入札等除外措置の対象者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ プロポーザルは、令和 8 年度の予算の成立を条件とし、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を行わないことがあるものとする。
- ク 契約期間中に戸籍住民課の窓口業務時間の変更があった場合は、委託者

及び受託者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 情報提供

令和6年度及び令和7年12月までの年間取扱件数のデータ等を提供する。
提供した資料は、業務の目的以外では使用してはならない。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市市民生活部戸籍住民課

E-mail : koseki@city.kasugai.lg.jp

電話 : 0568-85-6139 (直通)